

融点測定装置

810円

に、

「マイクロ天秤

220円

を

「マイクロ天秤

220円

セミマイクロ天秤

150円

に改め、同表の2の(2)の備考及び(3)の備考の1中「赤外分光光度計」の次に「顕微赤外分光光度計」を加え、「及び」を「、」に改め、「キャピラリー電気泳動装置」の次に「及び融点測定装置」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(くすり政策課)